

広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第二十一号

##### 広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成二十年広島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（準用）

- 3 第五条から第七条まで及び第十五条の規定は、条例附則第二項の規定による交付金の交付について準用する。この場合において、第五条中「法第百十六条第一項第一号」とあるのは「条例附則第二項」と、「特定期間の終了年度の十二月十日」とあるのは「当該年度の二月末日」と、「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第十九号」と、「次の各号に掲げる」とあるのは「知事が必要と認める」と読み替えるものとする。  
別記様式第十八号の次に次の一様式を加える。

様式第 19 号 (附則第 3 項関係)

	第 号
	年 月 日
広島県知事 様	
	広島県後期高齢者医療広域連合
	広域連合長
	<input type="checkbox"/> 印
後期高齢者医療財政安定化基金事業交付金交付申請書	
次のとおり財政安定化基金事業交付金の交付を受けたいので、広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則附則第 3 項の規程により読み替えて準用する同規則第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。	
1 交付申請額	
2 交付条件	広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則のとおり

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。